



あなたの健康を守りましょう

人間ドックの費用助成

生活習慣病の早期発見はもとより、自分に合った健康づくりに役立つ人間ドックの検診費用の一部を助成します。

○対象者

平成17年3月31日現在で

① 国民健康保険税完納世帯で、満40歳～69歳の人

② 厄年(女性33歳・男性42歳)又は還暦(60歳)の人

○助成額

費用の3分の2

○申請方法

受診希望日の1か月前までに、市役所環境保健課又は各支所保健担当課へ保険証を持って申請してください。



○申請期間

平成16年4月1日～17年2月28日

人間ドック実施医療機関

佐渡総合病院

両津病院

相川病院

労働衛生医学協会佐渡検診センター

〈問い合わせ先〉

環境保健課健康増進係

☎63-3113

各支所福祉保健課又は市民課

福祉保健係

ありがとうございました

退職人権擁護委員に

感謝状等の贈呈

2月29日で人権擁護委員を退任されました伊藤久子さん(二見・旧相川町地区で委嘱)、伊藤藤一さん(下長木・旧佐和田町地区で委嘱)に、法務大臣の感謝状が贈呈されました。

また、同じく同委員を退任された渡邊孝子さん(八幡・旧佐和田町地区で委嘱)に新潟地方法務局長及び新潟県人権擁護委員連合会長から、礼状が贈呈されました。

伊藤久子さん、伊藤藤一さんは、平成10年2月から、渡邊さんは、平成13年2月から、委員就任以来永年にわたり地域の人権擁護の活動にご尽力されました。

大変ありがとうございました。



火入れのときは

森林やその周囲1キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行う場合は、山火事等の事故防止のため、火入れを行う10日前までに市に許可申請をしなければなりません。(森林法第21条及び佐渡市条例施行規則第155号)

許可を得るためにはその目的が次に掲げるものに限られます。

(1) 造林のための地こしらえ

(2) 開墾準備

(3) 害虫駆除

(4) 焼畑

(5) 採草地の改良



また、周囲に延焼のおそれがないと認められることが条件となります。実施にあたっては、次の注意事項を守ってください。

- (1) くわ、スコップ、バケツ等の消火に必要な器具や消火用水、又は消火器を携帯すること
- (2) 風速、湿度等気象条件の悪い時は取りやめること
- (3) 風下から行い、傾斜地の場合は上方から下方に向かって行うこと
- (4) 日の出後に着手し、日没までに終了すること

国民年金からのお知らせ

障害基礎年金

障害基礎年金は、事故や病気がもとで障害が残った場合支給されます。

〈支給を受けられる人〉

① 国民年金に加入している人

② 60歳以上65歳未満で国民年金に加入したことのある人

〈受給の条件〉

① 障害認定日(初診日から1年6か月経過した日又は症状が固定した日)に1級・2級の障害の状態であること

② 初めて医師の診断を受けた日より前に、保険料を納めなかった期間が3分の1を超えないこと

※20歳前の病気やけがで、20歳になったときに障害の状態が1級・2級であれば障害基礎年金が支給されます。ただし、本人の所得により支給制限があります。

老齢福祉年金の受給者は

老齢福祉年金を受けている人は、4月と8月の年2回、「国